

1 日 時 令和2年(2020年)8月31日(月) 9時00分～10時40分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室ほか(WEB会議にて実施)

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	小林 聖恵	帯広大谷短期大学准教授
特別委員	鈴木 恵子	鈴木徹建築設計室 一級建築士
特別委員	富山 和也	北見工業大学准教授
特別委員	金子 ゆかり	(有)金子設計事務所 一級建築士
特別委員	植松 秀訓	(一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事
特別委員	野田 敏	根室商工会議所 専務理事

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	庄司 将己
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課長	一ノ関弘祐
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	岡部 光

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・「ツルハドラッグ北見中央三輪北店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

- (1) 事務局から「ツルハドラッグ北見中央三輪北店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- 西7号線に面している出入り口②、③は右折出庫禁止となっているが、北側へ向かう車のためにはどちらかを右折出庫可にした方が良いのではないかと。北側へ向かう車は出入口①から出庫することで良いかと。

出入口②は交差点に近く右折入出庫をしないよう、また出入口③は右折入庫をスムーズにできるように右折出庫しないようするのが望ましいと道警からの提案により、現計画としたこと、オープン時等繁忙時には交通整理員を配置し出庫経路についての定着を図ることを確認。

- 全体の動線について

- ・ドライブスルーレーンの助手席側に受渡口を設けた理由はあるか。

届出書添付の図面(図-3及びA-8)において、ドライブスルーの動線を表す矢印の向きに誤りがあった。正しくは時計回りであり、運転席側に受渡口があることを確認。

- ・ドライブスルーの動線について、通常想定するドライブスルーレーンより広いが、動線について、表示等の工夫はあるか。

出入口①からの路面表示に加え、ドライブスルー入口部には壁面看板でドライブスルーの入口である誘導案内を設置、更に窓口位置案内についても窓口上部庇部分に設置する予定であることを確認。

<補足事項>

管内の他店舗でのドライブスルー利用実績は1日5～10台程度。処方箋については、事前にFAX等で送付し、受け取りのみドライブスルーレーン利用が多く、利用時間は1台あたり5分程度。

・荷捌き施設前に車両が停まっている場合や従業員駐車場（71, 73, 88 番）に車が停まっているとドライブスルー利用車両の邪魔にならないか。

荷捌き車両が停車していても 73 や 88 番駐車マスとは 5.0m の幅員が確保できる設計としているが、ドライブスルー利用客がスムーズに通過できるよう、通常時は 71、73、88 番の駐車マスはなるべく使用しないよう従業員に指導することを確認。

・出入口からドライブスルーレーンへ逆走する車があるのではないかと、逆走防止の取り組みはあるか。

出入口③からは、店舗の裏方（荷捌き施設等）が良く見通せること、また出入口③横には住宅が有り裏の駐車場は奥まっていることから、来客が店舗裏側に駐車することはないと考えている。

○ 併設店舗分の駐車場台数は確保できているのか。駐車待ちが発生しないか。

大店立地法の指針では、ツルハドラッグ単独の場合の必要駐車台数は 41 台、併設施設込みで必要駐車台数は 45 台と算定。これに対して 53 台の来客駐車場を用意するほか、店舗前駐車場には、13 台の従業員・冬季堆雪場所を確保しており、冬期間は適切な除排雪を徹底する等して、駐車場混雑時は来店車が利用できるよう対応することを確認。

併設店舗である、和牛焼肉店は 14 テーブルを予定しそのピーク時間は土日の夕方 5 時以降、ラーメン店は 3 テーブルとカウンター 7 席を予定しピーク時間はお昼であり、ツルハドラッグのピーク時間帯（午前 11 時前後）とは重ならないことから駐車場は不足しないものと考えている。またピザ店は 3 テーブル程度でテイクアウトが中心であり、滞留時間は短く多くの駐車場は必要としないと考えている。

## イ 質疑、発言

（部会長）

委員の皆様から何かご質問はあるか。

（A 委員）

ドライブスルーの動線が逆であったとのことと納得できたところ。荷捌きスペースに車両がある場合接触懸念があると思われるので、事業者へ注意喚起をお願いしたい。

（B 委員）

ドライブスルーの動線が逆であったとのことと納得できたところ。出入口②③についても一定の配慮をいただいたと認識。

（部会長）

他に発言はないか。なければ「ツルハドラッグ北見中央三輪北店」の新設の届出については「意見なし」とし別紙のとおり答申することで良いか。

（委員全員）

異議なし

（部会長）

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

（2）「ツルハドラッグ北見南町店」（北見市）の法第 5 条第 1 項（新設）の届出について、現状に係る報告を行った。

（3）「みなみ野ショッピングセンター」（帯広市）の法第 6 条第 2 項（変更）の届出について、事務的説明を行った。

（4）事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

## 7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録（概要版）に添付のとおり